



薬 発 第 1357号

昭和53年10月16日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医療用配合剤医薬品再評価に関し
資料提出を必要とする薬効群等の
範囲について — その8 (通知)

医薬品再評価の実施については、昭和46年12月16日薬
発第1179号をもって通知したところであるが、同通知に基
づき、下記に該当する品目について、その資料を昭和54年
1月31日までに提出するよう、貴管下関係業者に周知徹底
方よろしくお願いする。

記

現に薬価基準に記載されている配合剤医薬品のうち以下に
掲げるもの。

血 液 製 剤 類

機能検査用試薬